

資料 1

令和7年度県政広報テレビ番組（レギュラー番組）の制作及び放送業務仕様書

1 業務概要

県が提示するテーマに基づき、県政に関する情報を県民に対してコンパクトに分かりやすく紹介する県政広報テレビ番組（レギュラー番組）の制作及び放送

2 規格等

項目	内容
放送回数	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に48回以上
放送時間（本編）	1回当たり3分30秒以上
放送日及び時間帯	放送時間帯はBタイム以上とし、毎週、同じ曜日・時間帯の放送を原則とする。再放送の有無及び放送時間帯等は指定しない。
放送エリア	香川県全域
テーマ	<ul style="list-style-type: none">・県民に周知すべき県政情報やイベント情報など、1回につき2～4テーマとし、各回ごとに県が提示する。・全放送回数のうち、5回以上については県の重要な施策をテーマとした回とする。
二次利用	次のとおり二次利用できること。 <ul style="list-style-type: none">・県ホームページなど番組PR用の静止画データの公開（契約期間中） その他の二次利用（県内ケーブルテレビでの放送、香川県ホームページで動画配信など）の範囲は、提案内容による。
その他	<ul style="list-style-type: none">・障害者差別解消法に定める合理的配慮について、十分考慮すること。（聴覚障害者に配慮し、効果的にテロップなどを使用して番組制作を行うこと。）・その他、ユニバーサルデザインに配慮すること。・番組に対する意見や感想などを、県に対して適切にフィードバックすること。

3 業務内容

- (1) テーマに基づく番組のシナリオ作成、取材、収録及び編集
- (2) 県との打ち合わせ
- (3) 県による番組内容の確認及び調整作業
- (4) 番組の放送
- (5) 県が二次利用するために番組を収録したDVD等を作成し、県へ納品
- (6) 番組視聴率向上のための広報活動
- (7) 県ホームページ用静止画データの提供

- (8) 番組の制作及び放送に当たり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合の必要な権利処理
- (9) 各回の番組放送後、番組視聴率の県への報告

4 留意事項

- (1) 業務の実施に当たり、迅速に対応できる要員及び体制を確保すること。
- (2) 各回のテーマ及び制作に関する細部については、必要に応じて県との打ち合わせを経て決定すること。
- (3) 制作に当たっては、県及び取材先等と適宜打ち合わせを行い、情報収集を行うこと。
- (4) 業務の実施に当たって、不明な点が生じた場合は、その都度県と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること。
- (5) 業務の終了時まで他にの事業者へ業務を移行することとなった場合には、必要な措置を講じ、円滑に業務の引継ぎを行うこと。

5 納品場所

香川県知事公室広聴広報課 (広報グループ)
〒760 - 8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号 (県庁本館 9 階)
電話 : 087 - 832 - 3078 (直通) FAX : 087 - 862 - 4514
E-mail : kocho@pref.kagawa.lg.jp

6 契約限度額

11,616,000 円 (消費税及び地方消費税 1,056,000 円を含む。)

7 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで